

**青梅市行政手続における特定の個人を識別するための番号
の利用等に関する法律にもとづく個人番号の利用および特
定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例**

上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 1 0 日

提出者 青梅市長 大勢待 利 明

(説明)

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律にもとづく標準化基準に適合する基幹業務システムへの移行を踏まえ、住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務を個人番号の独自利用事務として追加するほか、所要の規定の整備を行いたいので、この条例案を提出いたします。

**青梅市行政手続における特定の個人を識別するための番号
の利用等に関する法律にもとづく個人番号の利用および特
定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例**

青梅市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律にもとづく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例（平成 2 7 年条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

1 6 市長	市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するもの（以下「住登外者宛名番号管理機能」という。）による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
1 7 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの

別表第 2 第 2 項の表の 1 の項中

「

	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費または中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報であって規則で定めるもの
--	---

」を

「

	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費または中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって規則で定めるもの

」に

改める。

別表第 2 第 2 項の表の 2 の項中

「

2 市長	東京都重度心身障害者手当条例による重度心身障害者手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
------	---	---------------------

」を

「

2 市長	東京都重度心身障害者手当条例による重度心身障害者手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

」に

改める。

別表第2第2項の表の3の項中

「

		地方税関係情報であって規則で定めるもの
--	--	---------------------

」を

「

		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

」に

改める。

別表第2第2項の表の4の項中

「

		青梅市児童育成手当条例による児童育成手当のうち障害手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
--	--	--

」を

	青梅市児童育成手当条例による児童育成手当のうち障害手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

」に

改める。

別表第 2 第 2 項の表の 5 の項から 1 1 項までの規定中

「		地方税関係情報であって規則で定めるもの
」を		

	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

に

改める。

別表第 2 第 2 項の表の 1 2 の項中

「

1 2 市長	私立幼稚園等の保育料等にかかる補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
--------	---	---------------------

を

「

1 2 市長	私立幼稚園等の保育料等にかかる補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

」に

改める。

別表第 2 第 2 項の表の 1 3 の項中

	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第7条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの	
--	--	--

」を

	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第7条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの	
--	---	--

」に

改める。

別表第2第2項の表に次のように加える。

14 市長	住登外者宛番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	国民健康保険法または高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給または保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当もしくは特別障害者手当または国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		母子保健法による養育医療の給付または養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		児童手当法による児童手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの

	の
	介護保険法による保険給付の支給または保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費または中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
	青梅市児童育成手当条例による児童育成手当のうち障害手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳または知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報であって規則で定めるもの
	児童福祉法による障害児入所支援に関する情報であって規則で定めるもの
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第7条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの

別表第3に次のように加える。

6 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	市長	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
---------	---	----	----------------------

付 則

この条例は、公布の日から起算して5月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。